

■ 伝統芸能会館

ホール等の利用料金の上限額

● 現行(平成26年度)

1 基本利用料金

室名\使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
能楽ホール	6,290円	6,290円	6,290円
会議室	520円	520円	520円
和室(1)	320円	320円	320円
和室(2)	320円	320円	320円
和室(3)	320円	320円	320円
和室(4)	520円	520円	520円
和室(5)	520円	520円	520円

2 使用者が能楽ホール(以下「ホール」という。)を練習等のために使用する場合の利用料金の上限額は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本利用料金の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを市民以外の者が使用する場合の利用料金の上限額は、前2項の規定による利用料金の上限額の5割に相当する額を加算した額とする。

4 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の利用料金の上限額は、前3項の規定による利用料金の上限額の5割に相当する額とする。

5 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金の上限額は、第1項から前項までの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上のとき 10割

6 ホールの使用者が和室を楽屋として使用する場合の和室の利用料金は、無料とする。

● 平成27年度以降

1 基本利用料金

室名\使用区分	市民			市民以外の者		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
能楽ホール	6,290円	6,290円	6,290円	9,440円	9,440円	9,440円
会議室	520円	520円	520円	790円	790円	790円
和室(1)	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室(2)	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室(3)	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室(4)	520円	520円	520円	790円	790円	790円
和室(5)	520円	520円	520円	790円	790円	790円

2 使用者が能楽ホール(以下「ホール」という。)を練習等のために使用する場合の利用料金の上限額は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本利用料金の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の利用料金の上限額は、前2項の規定による利用料金の上限額の5割に相当する額とする。

4 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)の利用料金の上限額は、前3項の規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上のとき 10割

5 前各項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

6 ホールの使用者が和室を楽屋として使用する場合の和室の利用料金は、無料とする。